

登録教習機関の登録の公示について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という）第 22 条の 2 の規定に基づき登録教習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第 25 条の 3 第 2 項により次のとおり公示する。

記

1 登録番号

- 第 133 号（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習）
- 第 134 号（車両系建設機械（解体用）運転技能講習）
- 第 135 号（不整地運搬車運転技能講習）
- 第 136 号（玉掛け技能講習）
- 第 137 号（小型移動式クレーン運転技能講習）
- 第 138 号（高所作業車運転技能講習）
- 第 139 号（フォークリフト運転技能講習）
- 第 140 号（床上操作式クレーン運転技能講習）
- 第 141 号（ガス溶接技能講習）
- 第 166 号（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習）
- 第 167 号（足場の組立て等作業主任者技能講習）
- 第 168 号（木造建築物の組立て等作業主任者技能講習）
- 第 170 号（はい作業主任者技能講習）
- 第 174 号（コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習）
- 第 175 号（建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習）

2 届出者

キャタピラー教習所株式会社 北陸教習センター長 宗近 政彦

3 登録事項の変更内容

代表者の氏名

変更前 代表取締役 水沢 秀俊

変更後 代表取締役 五十嵐 高太郎

4 変更年月日

令和 5 年 12 月 1 日

令和 7 年 6 月 3 日

石川労働局長

